

第51回 香川県環境審議会計画部会

日 時：令和4年5月27日（金） 14時～

場 所：アイパル香川

規制法等制定の背景（Ⅰ）

◎熱海市で大雨により大量の盛土が崩落

⇒甚大な人的・物的被害（令和3年7月）

◎盛土の総点検において、本県では不適切な事案は認められなかった。

一方、全国では、点検対象となった約36,000箇所のうち、

是正が必要な盛土として、約1,400箇所を確認。

◎規制法令は、宅地造成等規制法、農地法、森林法など複数

⇒規制の目的外や適用区域外であったり、区域内でも小規模のため、

適用されない盛土も多く存在。

◎自治体ごとに規制の内容が異なり、規制が厳しい自治体から、緩い自治体や規制がない自治体へ、建設残土が持ち込まれる恐れあり。

規制法等制定の背景（２）



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律

「**宅地造成及び特定盛土等規制法**」が今通常国会で成立

※法律では、災害防止の観点で、
主に盛土等の構造についての規制が設けられた。

※自治体でも熱海市の災害を受け、
新たな条例の制定や条例改正の動きあり。

盛土規制法の概要

◆目的：盛土等による災害からの国民の生命・身体を守るため、土地の用途・目的（宅地、森林、農地等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

◆内容：①国による基本方針の策定

国が策定した方針の下、知事が規制を実施

②スキマのない規制

土地利用の区分によらず、人家等に被害を及ぼし得る盛土行為を許可制に

※知事が人家等に被害を及ぼし得る区域を規制区域として指定

（現行の宅地造成工事規制区域に加え、森林、農地、平地部の土地を広く指定）

③盛土等の安全性の確保

災害防止上必要な許可基準の設定、施工状況の定期的な報告や施工中・完了時の検査の実施

④責任の所在の明確化

土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務の明確化、原因行為者（造成主、工事施工者、過去の土地所有者等）にも是正措置命令等を可能に

⑤厳格な罰則

条例の罰則の上限（懲役2年、罰金100万円）を上回る水準に強化

法律の規制の考え方

- ◎災害防止の観点から、盛土等の構造上の技術的基準に着目した
許可（届出）制度の創設
- ◎行政処分や厳格な罰則を適用するために、
必要な規制エリアを限定的に指定
- ◎条例により 地域の特殊性に応じた安全基準の強化や
安全対策の上乗せが可能



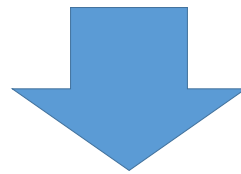
- ※法律の目的「災害防止」以外の観点からの規制
- ※法律の規制区域以外の区域の取扱い

各県で
検討

本県の現状・課題

- ◎法令の規制に加え、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の運用により、他県のような盛土の崩落等の被害は未発生。
- ◎条例では、一定規模の土地開発行為に対して、事前協議を義務付け
しかし、条例の対象となる規模は10,000㎡（※）で、
容量が10,000㎥以上のものに限定

※森林（地域森林計画対象民有林）
については、1,000㎡



- ◇農地や市街地周辺部の比較的小規模な盛土などへの対応が課題
- ◇崩落防止等だけでなく、近隣住民の生活環境の保全の観点も重視する必要がある。

新条例制定の必要性

- ◎本県では、「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」により事前協議制を義務付けているが、熱海市の事例や他県での盛土に対する規制強化の動きを踏まえ、県民の安全・安心を確保していくためには、被害発生未然防止の観点から、より規制の強い許可制への移行が必要である。
- ◎また、農地や市街地周辺部の比較的小規模な盛土などが見られる中、近隣住民の生活環境の保全の観点等から、みどり条例の対象とならない規模の盛土などへの対応や、盛土規制法が対象としない土壌汚染の防止を目的とした規制についても、新たな条例で補完する必要がある。

新条例制定の基本的な方向性

- ◎ 新たな法律との整合を図った上で、法律が目的とする「災害の防止」に加え、「生活環境の保全」を明確に位置付け、目的に沿って、上乗せ・横出しする規制対象や規制内容を設定。
- ◎ 事業者の負担を考慮し、これまでの「みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例」の運用実績を踏まえ、同条例の手続きを基本とした設計としつつ、より実効性を担保できる内容とする。
- ◎ 土壌の汚染や土砂等の崩落等の未然防止に重点を置いた許可基準や必要な手続を設定するとともに、違反時の行政処分や罰則について、みどり条例よりも重い他県並みの内容とする。
- ◎ 許可事業者だけでなく、土地提供者などの責務を示し、責任の所在を明確化する。

新条例と法律の関係

	新条例	盛土規制法
目的	○災害防止 <u>+ 生活環境の保全</u>	○災害防止
規制の内容	許可制、勧告・命令、罰則 ○災害防止 <u>+ 環境保全上</u> の 安全基準や安全対策の 義務付け	許可（届出）制、勧告・命令、罰則 ○災害防止上の 安全基準や安全対策の義務付け
規制対象	○ <u>区域によらず、</u> 一定規模以上の盛土等	○指定区域内での盛土等 （区域によっては、一定規模以上）

※ が上乗せ・横出し部分

みどり条例の概要

◆目的： 県民の参加と協働の下、**計画的な緑化を推進**するとともに、**みどりを保全するために必要な土地利用の調整**を行うことでみどり豊かであるおいのある県土づくりを図り、快適な環境を確保する

◆内容： ①みどりに関する施策

県がみどりに関する施策を行うに当たっての基本となる施策方針を規定

②みどりの復元のための方策

開発跡地等の修景緑化を行うための制度

※一定の土地開発行為を行う場合のみどりの保全方策に関する事前の協定締結、放置された開発跡地等の緑化推進地域の指定

③みどりの保全のための土地利用の調整

一定規模以上の土地開発行為を行う場合の事前協議制度
手続義務に違反して土地開発行為を行った場合の

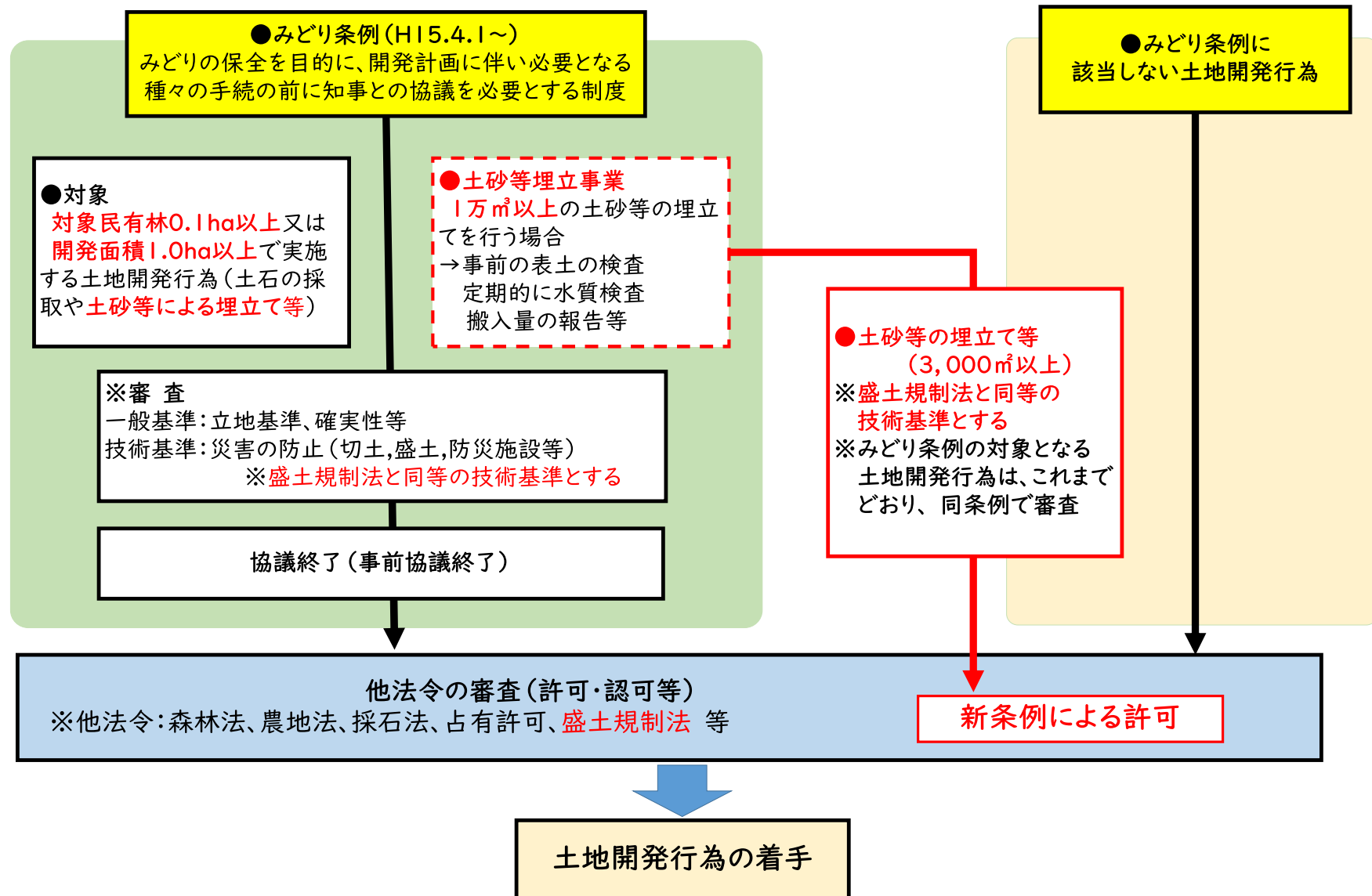
命令・公表・罰則

新条例とみどり条例の関係

	新条例	みどり条例
目的	○災害防止＋生活環境の保全	○緑化の推進＋みどりの保全
規制の内容	<u>許可制</u>、<u>勧告</u>・命令、罰則 ○災害防止＋環境保全上の安全基準や安全対策の義務付け	<u>事前協議制</u>、命令、罰則 ○みどりを保全するために必要な手続きや対策の義務付け
規制対象	○区域によらず、 一定規模以上の <u>埋立て等</u>	○区域によらず、 一定規模以上の <u>土地開発行為</u>

みどり条例との関係整理

引き続き、みどり条例に基づく事前協議制度を活用したうえで、その手続のうち、土砂等埋立事業(10,000 m^3 以上)に係るものを不要とする。



新条例の内容

◎条例の目的

この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行い、**土砂等の埋立て等の適正化**を図ることにより、**土壌の汚染や土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全及び生活の安全の確保に資することを目的とする。**

◎条例の構成

●総則

- 目的、定義、各主体の責務

●安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等

●特定事業に関する規制 ※特定事業…3,000㎡以上の土砂等の埋立て等

- 許可に関すること（許可を要するものの特定、許可申請手続、許可基準など）

- 許可を受けた者の義務に関すること

 - （変更許可、各種届出、展開検査、土砂等管理台帳の作成、水質調査、報告等）

- 処分に関すること（命令、許可の取消し、公表等）

- 土地所有者等に対する勧告及び公表

●雑則

- 立入検査等、市町の条例との調整、規則委任

●罰則

許可制度の内容

- ◎ 地域、地目によらず、県内で行われる一定規模以上の埋立て等を許可対象とし、許可基準は、みどり条例の運用実績をベースにした内容とする。なお、事業者の負担を考慮し、構造上の技術的基準については、盛土規制法に基づく基準との整合を図る。

※災害防止のための安全基準

地盤の安全確保、盛土等の形状、擁壁の設置、排水施設の設置など

【許可の対象行為】 土砂等の埋立て、盛土、堆積

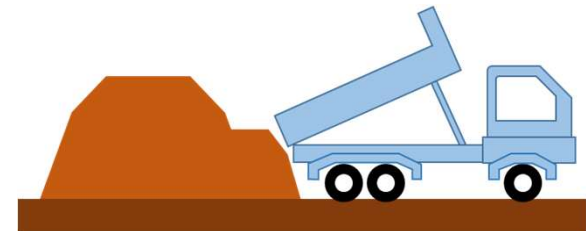
※土砂等…土砂及びこれに混入し、又は吸着したもの
(廃棄物を除く)



埋立て



盛土



堆積

許可制度の内容

【許可の対象地域】

県内全域

【許可の対象となる規模】

埋立て等を行う区域外から搬入した土砂等を使用して行う埋立て等で、その区域の面積が3,000㎡以上(※)のもの

※みどり条例で審査した盛土を伴う開発計画の最小面積が2,810㎡であることや他県の状況を踏まえて設定。

参考) 土壌汚染対策法においては、3,000㎡以上の面積の土地の

形質変更をしようとする際に県への届出が義務付けられている。

※3,000㎡未満の埋立て等であっても、**土地の近接性や計画の一体性などを勘案**し、一団の土地の区域で3,000㎡以上となる場合は、許可対象とする。

許可制度の内容

- ◎ 生活環境の保全の観点から、申請時や搬入後の定期的な検査の実施のほか、廃棄物等の混入等を防ぐための対策を盛り込む。

【規定に盛り込む内容】

※埋立て等を行う土地の表土の汚染状況の事前検査や搬入された土砂等の浸透水の定期的な検査

※土砂等の搬入時に採取場所や安全基準適合を証する書面の提出

※展開検査の実施の義務付け

※安全基準不適合の土砂等の埋立て等やそれに対する土地提供の禁止

許可申請時

表土検査、浸透水採取措置

搬入届出時

- ・採取場所証明書の添付（県内外問わず）
- ・土砂の安全基準適合証明書の添付（県外のみ）

展開検査

検査の実施方法は、事業者の負担を考慮

定期的な搬入報告

着手日から1年ごと＋完了廃止時

水質調査

浸透水検査（1年に1回＋完了・廃止時）

許可制度の内容

- ◎ 埋立て等の適正化を図るため、許可申請時や埋立て等を行う際に必要な手続きを盛り込む。

※土地所有者等への同意や周辺地域の住民への周知の義務付け

※土砂等管理台帳の作成や施工状況の定期的な報告

※標識の掲示、関係書類の閲覧・保存など

- ◎ 災害防止や土砂等の安全基準違反など、様々な場合を想定した命令規定を設けるほか、無許可行為や命令違反に対し、みどり条例よりも重い他県並みの罰則を設ける。

盛土規制法に基づく行政処分や罰則との整合を図る。

※許可取消、埋立て等の停止命令、土砂等の撤去や災害防止などの措置命令

※罰則（無許可、虚偽・不正の手段による許可取得、命令違反など）

許可制度の内容

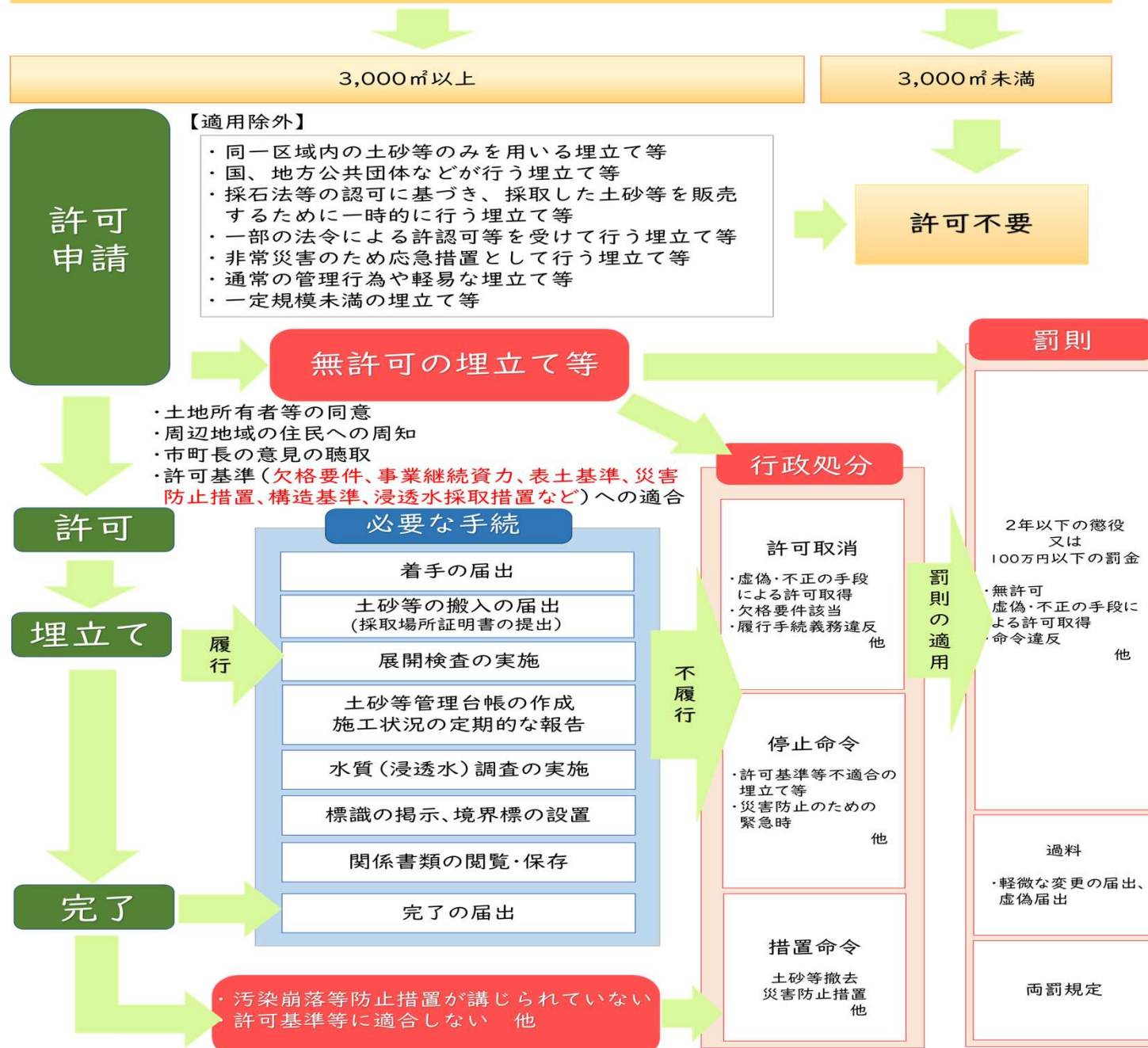
- ◎ 許可事業者だけでなく、土地所有者等、埋立て等に関わる者の責務を明確化するとともに、特に、土地所有者等への勧告・公表制度を設ける。

※埋立て等を行う者、土砂等を発生させる者、運搬を行う者、
土地所有者等の責務

※土地所有者等に対する不適正な埋立て等の県への通報等の
義務付け、汚染・崩落等を防止するために必要な措置の勧告・公表

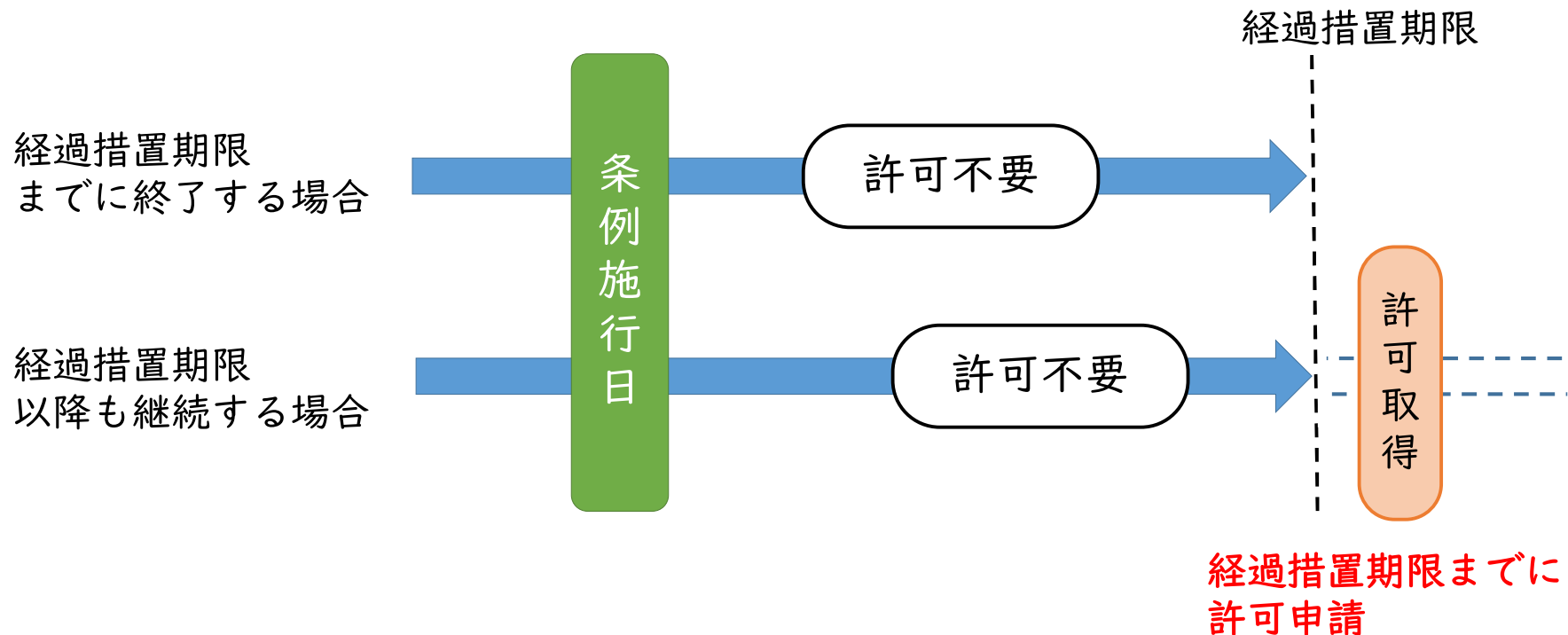
許可制度の内容

土砂等の埋立て等（盛土、埋立て、堆積）



経過措置について

- 条例施行前までに、事業着手している場合で、引き続き許可を受けずに、埋立て等ができる期間（経過措置期間）を設定する。
- 経過措置期間中は、許可事業者とみなし、必要な規定を適用させる。
- 経過措置期間を過ぎて、埋立て等を行う場合は、経過措置期限までに許可申請が必要となり、申請に対する処分があるまでは、許可事業者とみなす。



各県の条例制定の状況

◎盛土等の開発行為の規制に関する条例を定めている

都道府県数は 28

◎条例の目的に生活環境の保全を位置付けている自治体が
多く見られるが、その内容は自治体ごとに異なる。

内容	都道府県数
土砂等の埋立て等の行為に対する許可等	27（許可） 1（事前協議）
目的に「生活環境の保全」を明記している	18
浸透水採取措置等の義務付け	11
土砂搬入時に採取場所等を証する書面の提出	16
展開検査の実施	2
定期的な水質調査	11
土地提供者に対する命令や勧告	9

新条例制定に向けたスケジュール案

時期		新条例	盛土等規制法
R 4	3 月		閣議決定、法案提出
	5 月 ～ 6 月	環境審議会への諮問・審議 環境審議会の答申 市町協議、検察庁協議 パブリックコメント	法律成立・公布
	8 月	パブリックコメント結果公表	
	9 月	検察庁協議終了	政令骨子案公表
	11 月	11 月議会に条例案を上程	
	12 月	条例公布	
R 5	2 月		政省令パブコメ
	3 月 ～ 4 月	規則公布 運用方針完成、関係団体・事業者等への周知	政省令公布
	6 月 ～ 7 月	条例施行	法律施行